

麻疹・風疹検査診断実施要領

医療機関の皆様へ

麻疹・風疹が発生した際の感染拡大を防止するため、迅速な届出、検査及び調査にご協力ください。

麻疹または風疹を疑う患者を診察

- ◆麻疹の届出要件となる臨床症状（発疹、発熱、カタル症状）
- ◆風疹の届出要件となる臨床症状（発疹、発熱、リンパ節腫脹）

～3症状全て確認できた場合は、診察終了前に保健所へ連絡をお願いします～

【届出】 「臨床診断例」としてただちに届出をお願いします。

※ 検査結果が出るまで、不要不急の外出を控えること、仕事・学校は休むこと等の患者指導をお願いいたします。

北九州市保健所保健予防課 電話：522-8764 FAX:522-1025

医療機関実施検査

- ◆ I g M抗体検査
(発症後4～28日目の検体が望ましい)
または、
- ◆ ペア血清での抗体価陽転の確認

※ 3症状は確認できないものの、主治医が麻疹・風疹のおそれがあると判断する場合等も、医療機関での検査をお願いいたします。

※ I g M抗体検査結果が陽性の場合、「検査診断例」として届出をお願いします。

行政実施検査（遺伝子検査）

発症後7日程度までの下記の検体の確保をお願いします。

- (1) 尿 (10ml)
⇒滅菌スピッツ管に採取し、密栓する。
- (2) 咽頭拭い液（鼻腔でも可）
⇒①滅菌のスワブで咽頭または鼻腔を拭う。
②①を滅菌スピッツ管に入れ、滅菌生理食塩水または滅菌精製水(1ml以下)を入れ、密栓する。
- (3) 血液 (2ml程度)
⇒抗凝固剤 (EDTA) 入り採血管
※ヘパリン入りは不可

検体は、4℃以下の冷蔵で保管してください。

北九州市保健所へ連絡

保健所が検体回収に伺います。

【保健環境研究所】遺伝子検査実施

検査結果を総合的に判断

※検査の結果、麻疹・風疹が否定された場合は、発生届の取り下げにご協力をお願いいたします。